【搬入のお約束】

この施設は、熊谷市内から排出された一般廃棄物のうち
燃えないものを処理する施設です。

【搬入できるごみ】

一般家庭	カン・ビン・ペットボトル（識別表示のあるもの） 不燃ごみ・粗大ごみ・乾電池・鏡・蛍光灯・小型家電製品
市内事業所等	飲食料用のカン・ビン、ペットボトル（識別表示のあるもの）

事業所等から排出される飲食料用のカン・ビン、ペットボトル（識別表示のあるもの）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 11 条第 2 項及び熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 14 条に基づき市が受け入れを行う産業廃棄物としています。

【搬入できないごみ】

一般家庭・ 事業所等共通	産業廃棄物・テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・洗濯乾燥機・ピアノ タイヤ・バッテリー・オイル・農薬等・消火器・土砂・　岩石・ブロック 家屋解体ごみ・燃えるごみ・古紙など

産業廃棄物は事業活動から生じる次の 20 種類となっています。

①燃えがら　②汚泥　③廃油　④廃酸　⑤廃アルカリ　⑥ゴムくず　⑦金属くず
⑧ガラスくず及び陶器くず　⑨鉱さい　⑩廃プラスチック類　⑪がれき類
⑫紙くず　⑬木くず　⑭繊維くず　⑮動植物性残渣　⑯動物のふん尿　⑰動物の死体
⑱ばいじん　⑲動物系固形不要物　⑳処理物

※⑫～⑳は業種の指定があります。

≪産業廃棄物の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条４項及び同法律施行令第２条で定められています。≫

【搬入方法】

一般家庭	ご本人又は同居のご家族が直接お持ちいただくか、 熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を委託してください
市内事業所等	社員の方が直接お持ちいただくか、 熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を委託してください

【産業廃棄物の処分方法】

産業廃棄物の処分業者は、埼玉県環境産業振興協会のホームページの会員検索で確認いただけます。

※埼玉県環境産業振興協会は、産業廃棄物処理業者で構成する一般社団法人です。
産業廃棄物の処分は原則有料になります。



≪注意≫

廃棄物の収集運搬業の許可を持たずに、他者の廃棄物を運搬した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条一項一号により、5 年以下の懲役･一千万円以下の罰金に処されます。

法令に違反が認められる場合は、厳正に対処します。